

輪島市監査公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年2月3日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年 1月20日（水）南志見小学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

平成27年度（平成27年4月から11月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を南志見小学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○児童数 20 数名の小規模校であるが、「道德教育」に力を入れており来客に対する児童の挨拶がさすがであった。また、児童に「チャレンジ」の心を育むことにも取り組んでいることが伺えた。

○当地区でも遠方より路線バスを利用して通学している児童が少なからず存在するが、帰りの路線バス運行アクセスが悪いことから、土曜授業や補充業がある場合、教職員が自家用車で自宅近くまで送っている実態があるようである。このことは交通事故発生等の可能性も考えられ、教育の現場での対応のみならず当該地区の抱える教育行政の大きな課題として何らかの対策が必要と思われる。

○「理科用毒物・劇物等薬品出納簿」については過去に市教育委員会から出された通知文の内容に基づいて管理しているところである。

しかし、記載が鉛筆書であったり、数量値記入の間違いなど一部に不備な点が見受けられた。過去からの引き継ぎが上手くいっていないものと推察される。今後、関係書類の整備を行うと共に、現存する薬品の保管について廃棄処分を含めて、教育委員会と協議を行って頂きたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。